

令和4年度

農業研修生海外派遣事業

実施要領

公益社団法人 国際農業者交流協会

海外農業研修

1. 事業の目的

公益社団法人 国際農業者交流協会（以下、「協会」という）は、農業先進諸国における農業実習や学習を通じて、優れた農業技術、経営管理、販売技術等を修得することで、国際社会に精通した我が国農業・農村を担う人材を育成することを目的に、アメリカ合衆国及びオーストラリア連邦、さらに、ヨーロッパ諸国を始めとする世界各国での海外農業研修を実施する。

2. 研修コース、研修期間、受入機関及び募集人数

（アメリカ・オーストラリア）

研修コース	研修期間	渡航時期	受入機関	募集人数
アメリカ	約 18 か月	2023 年 6 月下旬	ビッグ・ベンド・コミュニティ 大学財団	50 名
オーストラリア	約 12 か月	2023 年 3 月下旬	クイーンズランド州 ボーエン・ガムル生産者 協会	10 名

（ヨーロッパ・その他の国々）

研修コース	研修期間	渡航時期	受入機関	募集人数	
ヨーロッパ	デンマーク	3 か月～12 か月	任意の期日	デンマーク農民連盟	2 名
	ドイツ	3 か月～12 か月	任意の期日	ドイツ農民連盟	3 名
	スイス	約 12 か月	2023 年 3 月	スイス農民連盟	8 名
	オランダ	3 か月～12 か月	任意の期日 ※原則 3 月	オランダ農業交流協会	10 名
*その他の国々	3 か月～12 か月	任意の期日	各国受入機関	若干名	

*カナダ、アイルランド、フランス、ニュージーランド等
研修期間は現地の事情により変更になることがある。

3. 応募者の資格

- (1) 日本国籍を持ち独身であること。
※日本国籍の他に国籍を持つ者についてはあらかじめ相談すること。
- (2) 心身共に健全であること。なお、現在治療中の怪我や病気（精神疾患を含む）がある者は、医師の診断書を提出し、それを以って判断する。
- (3) 明確な研修目的を持っていること。
- (4) 外国語を学ぶ強い意欲を持っていること。

- (5) 海外農業研修で専攻する業種について、十分な農業経験があること。または、渡航までに十分な農業経験を積むことができること(概ね2か月以上)。
- (6) 渡航までに普通自動車運転免許を取得していること。
※AT限定の者は渡航までに解除しておくこと。
- (7) 犯罪歴がないこと。
- (8) その他、次に掲げる各国の資格条件に該当する者であること。

研修コース	年 齢 (生年月日が 以下の期間)	資 格 条 件	
アメリカ	1993年4月2日～ 2004年4月1日	高等学校卒業、または同等以上の学力を有し、農業の基礎知識や経験がある者。	
オーストラリア	1993年4月2日～ 2004年4月1日	高等学校卒業、または同等以上の学力を有し、農業の基礎知識や経験があり、ワーキングホリデービザの発給条件を満たす者。	
ヨーロッパ	デンマーク	19歳～29歳	専攻業種に関する科目を大学等で履修しており、研修参加時休学が可能で、IELTS(general)のテストで band score 3.0 以上である者。さらに、専攻業種の十分な農業経験を有する者。
	ドイツ	19歳～30歳	専攻業種に関する科目を大学等で2年以上履修している在学生、または、高度農業教育を2年以上受け、卒業後、18か月以内の者。
	スイス	19歳～29歳	専攻業種に関する科目を大学等で2年以上履修している在学生、または、高度農業教育を2年以上受け、卒業後、1年が経過していない者。
	オランダ	19歳～26歳	英語の基礎知識があり、大学等で専攻業種に関する科目を履修し、学士号以上の学位が取得可能な農業教育を2年以上受けている者。なお、研修参加時休学が可能なこと。また新卒者の場合、令和5年度の参加となり、卒業日から2年間以上経過していないこと。
その他の国々 ※カナダ、フランス、アイルランドなど。	概ね18歳～30歳 要確認	高等学校卒業、または同等以上の学力を有し、農業の基礎知識や経験があり、研修先国で日常会話が可能な語学力を有する者。研修先国のワーキングホリデービザ発給等の要件を満たす者。詳細は要確認。	

*高度農業教育とは、農業大学校、農業専科大学、大学農学部或いはそれに準ずる学部、専門学校等の教育機関における履修のこと。

資格条件は研修先国の事情により変更される場合がある。上記資格条件に当てはまらなくても他の条件が整えば参加できることがあるので、その場合は個別に問い合わせること。

4. 募 集

(1) 募集情報

募集情報は、協会ホームページ(<https://www.jaec.org>)、協会の発行する募集資料、各種 SNS(Facebook・LINE・Instagram)の協会公式アカウント

により告知される。

(2) 期間

- ア. 募集期間は 2022 年 4 月 1 日（金）～9 月 30 日（金）とする。
- イ. 申込締切日は 2022 年 9 月 30 日（金）とし、申込書類はこの日までに協会必着とする。
- ウ. プレエントリー（協会ホームページからのオンライン仮申込）期間は、2022 年 4 月 1 日（金）～9 月 25 日（日）とする。
- エ. 現地受入機関との協議により、応募の期間が延長される場合がある。

5. 応募方法

《アメリカ・オーストラリア》

都道府県知事、または、協会会長が認める団体の長により推薦を受ける推薦応募と、推薦を受けずに個人が協会に直接応募する一般応募とする。

プレエントリー後、協会から応募者の手許に届く申込書（様式 1）と健康診断書（様式 2）を作成し、推薦応募の場合は推薦者が指定する期日までに推薦者宛に、また、一般応募の場合は協会が指定する期日までに協会宛に推薦書（様式 5）と一緒に送付する。

(1) 推薦方法

推薦者はこの事業の目的に適合する者を選抜し、(2)の申込書類に所定の推薦書を添えて協会会長に提出するものとする。応募者が推薦を受けるにあたり、各推薦団体（都道府県、推薦格を持った団体）における応募締切日は別に定められる。なお、推薦者はできる限りプレエントリー期間終了間際に応募者の推薦を取りまとめる。

(2) 申込書類

申込書類は、所定の申込書（様式 1）と健康診断書（様式 2）とし、推薦団体が推薦書（様式 3）を作成し、期日までに協会に提出する。

(3) 分担金

分担金は 250,000 円とし、研修費の一部に充てる。分担金は、研修生の推薦者の助成によって賄うものとし、助成が得られない場合は、研修生の自己負担とする。

《ヨーロッパ・その他の国》

応募者が各自協会に直接申し込む。

(1) プレエントリー後、協会から応募者の手許に届く申込書（様式 1）と健康診断書（様式 2）、推薦書（様式 5）を協会が指定する期日までに協会に送付する（応募）。

協会は、電話またはメールにて申込者と面談日時を取り決める。

(2) 協会は、応募者と面談を行い、応募者の資質と各国受入機関が求める資格条件等を確認した上で、応募者が希望する研修内容について受入機関と協議し、研修実施の可否が確認でき次第、応募者に結果

を伝える。

- (3) 研修の実施が可能となった応募者は、海外農業研修手配依頼書（様式4）を協会に提出し、協会は研修の手配を開始する。
- (4) 協会は、応募者の研修の手続きが完了した段階で、応募者の出身都道府県及びOB・OG組織に通知する。

6. 選考（アメリカ・オーストラリアコース）

- (1) 選考案内
10月上旬以降、プレエントリー時に登録のメールアドレスに協会より選考案内を通知する。
- (2) 選考日 2022年10月17日(月)、10月18日(火)、10月19日(水)
上記の日程で対応が難しい応募者については、前もって協会に相談することで別日に選考を実施する。
- (3) 選考方法
書類審査及びオンライン(Web会議アプリ Zoom)による面談を実施する。面談内では、初歩的な英会話力と基礎体力の確認を行う。
- (4) 選考費
応募方法により次のとおり定め、選考日3日前までに協会指定口座に振込む。
推薦応募者 5,000円
一般応募者 8,000円

振込先
公益社団法人 国際農業者交流協会
みずほ銀行蒲田支店 普通預金 3151510
- (5) 合否通知
2022年10月28日(金)までに書面にて、応募者、及び推薦者に郵送で通知する。

7. 国内における研修

海外農業研修に対する諸準備のため、研修コースごとに次に掲げる国内講習を実施する。選考合格者及び受入決定者は、次のオンラインセミナー、講習、オリエンテーションに必ず参加しなければならない。

- (1) オンラインオリエンテーション（全コース対象）
2022年10月31日(月)～11月2日(水)、11月4日(金)の4日間、Web会議アプリ Zoomにより次の内容を実施する。
 - ・ プログラムの理解
 - ・ 渡航手続きの説明、現地研修農場配属手続き、その他書類作成

- ・ 現地事情、現地研修事情等についての説明
- ・ 研修に参加するにあたっての心構え

(2) 講習・国内実習

研修コース	事前講習	国内農業実習・出発時講習
アメリカ	2022年 11月13日(日)～ 11月19日(土) 会場は関東圏	国内農業実習:4月～6月(約2か月) 全国 大使館面接・オリエンテーション:6月上旬 都内 出発時講習:2023年6月下旬(2日間) 都内
オーストラリア		出発時講習:2023年3月下旬(1日)都内
欧州・その他の国々		なし

講習の内容は、概ね次のとおりとする。

ア. 事前講習

- ・ 体力トレーニング
- ・ 農業実習
- ・ 現地語学の学習
- ・ 研修生同士の交流

イ. 出発時講習

- ・ 出発時の各種手続き

ウ. 事前講習終了後から渡航までの待機期間中の指導

- ・ 渡航意欲の維持、向上
- ・ 語学力、農業力(作業能力、知識)の向上

8. 海外における研修

各研修コースにおける研修計画は、次のとおりとする。なお、学習のために利用する大学の都合、或いは、農場実習を行う研修農場の都合(季節的繁閑)によって、それぞれの実施時期が若干変わる場合がある。

(1) アメリカ
ア. 研修計画

研修区分（期間）	実施時期	研修内容
基礎学習 （約 2 か月）	2023 年 6 月下旬 ～ 8 月下旬	ビッグ・ベンド・コミュニティ大学（ワシントン州）における英語・スペイン語の語学学習、米国社会・農業概要の学習及び視察研修等（大学の寮に滞在）
農場実習 （約 13 か月）	2023 年 8 月下旬 ～ 2024 年 10 月上旬	専攻業種に応じ、アメリカ合衆国内の農場における実習
専門学習 （約 2 か月）	2024 年 10 月上旬 ～ 12 月上旬	農学部を有する州立大学における農業経営、農産物市場・流通等の学習、視察研修等（大学周辺の一般家庭にホームステイ）
最終研修旅行 修了式 （約 2 週間）	2024 年 12 月上旬 ～ 12 月中旬	研修生各自の自由計画による研修旅行及び修了式

イ. 専攻業種

上記研修計画のうち農場実習は、次の業種により配属する。

- ・ 酪農
- ・ 肉牛（繁殖、肥育）
- ・ 養豚
- ・ 養鶏
- ・ 野菜（種苗、有機栽培を含む）
- ・ 花卉（鉢花、花壇苗を含む）※極少数
- ・ 造園
- ・ 果樹（落葉果樹、コーヒー、柑橘）

その他現地の状況により研修可能な業種

ウ. 実習手当

研修生は農場実習中、研修農場より一定額の手当を受け取る。その一部は、現地研修費に充てられる。

(2) オーストラリア

ア. 研修計画

研修区分（期間）	実施時期	研修内容
基礎学習 （約1か月）	2023年3月下旬 ～ 4月下旬	オーストラリアでの農業研修に必要な 語学学習及びオーストラリア農業の基礎を 学ぶ
農場実習 （約10か月）	2023年4月下旬 ～ 2024年3月上旬	専攻業種に応じ、クイーンズランド州 ボーエン地域の農場における実習
最終研修旅行 （約1週間）	2024年3月上旬 ～ 3月中旬	研修生各自の自由計画による研修旅行

イ. 業種

上記研修計画のうち農場実習は、次の業種により配属する。

- ・園芸（露地野菜、マンゴーが中心）
その他現地の状況により研修可能な業種
繁忙により、異なる業種での農場移動がある。

ウ. 実習手当

研修生は農場実習中、研修農場より一定額の手当を受け取る。その一部は、現地研修費に充てられる。

(3) ヨーロッパ・その他の国々

各研修コースにおける研修プランは、応募者の希望により異なるが、一例として、1年間の研修の内容を記す。

ア. 研修計画（研修期間1年の場合の一例）

研修区分 （期間）	実施時期	研修内容
現地到着時研修 （約3週間）	2023年3月中旬 ※任意で可能な日	各研修先国における現地オリエンテーション及び語学学習
農場実習 （約11か月）	2023年4月上旬 ～ 2024年3月上旬	専攻業種に応じた農場における実習
農場実習期間中の行事	セミナー （数回）	2023年6月 ～ 2024年1月 各国ごとに、農業視察、講義、他国研修生との交流会等を通して現地農業の理解を深め、農業青年同士の相互理解をはかる
	夏季自主研修旅行 （約1週間）	2023年7月～9月 研修生各自の自由計画による研修旅行
	最終研修旅行 （約1週間）	2024年3月上旬 研修生各自の自由計画による研修旅行

イ. 専攻業種

研修先国別の実習可能な専攻業種は次のとおりとし、研修先国の受入機関が選定する研修農場での農業実習を行う。

研修コース	期 間	専 攻 業 種
デンマーク	1 年	酪農、養豚、緑化木
	3 か月～6 か月	肉牛、酪農、養豚、緑化木
ドイツ	3 か月～1年	酪農、造園、その他配属可能な業種
スイス	1 年	複合(耕畜連携経営)、養豚、野菜
オランダ	1 年	酪農(チーズ加工を含む) 複合(耕畜連携経営)
	3 か月～1年	酪農(チーズ加工を含む)、 複合(耕畜連携経営)、 野菜(露地・施設)、 花卉(切花、鉢物、緑化木、球根)
その他の国々	3 か月～1年	要問い合わせ

ウ. 実習手当

研修生は農場実習中、研修農場より一定額の手当を受け取る。

9. 研修経費

研修参加に必要な各費用については以下のとおりとする。

(1) 研修参加申込金

金 額 300,000 円

納付期限 アメリカ・オーストラリア 2022年11月11日(金)

ヨーロッパ・その他の国々 研修手配依頼書の提出から2週間以内

※ 研修参加申込金は、返金しない。

※ 協会に何の連絡もなく期限までに研修参加申込金の納入が確認されない場合、アメリカ・オーストラリアコースでは、合格を取り消し、渡航を中止し、ヨーロッパ・その他の国々のコースでは、研修手配を取りやめる。

(2) 研修費

研修費の金額と用途、納入期限は下表に定めたとおりとする。

研修コース	金額	用途	納入期限
アメリカ	960,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・国内講習参加費 ・渡航前経費(査証申請等) ・往復航空券代 ・帰国時研修経費 ・帰国者活動費 ・団体保険料 ・事務管理費 	2023 年 1 月 31 日(月)
		研修費に含まれない費用 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎学習費 ・専門学習費 ・現地移動交通費(一部) ・現地受入機関管理費 ・帰国時経費 約 1,600,000 円を要するが、現地積立金により賄う。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・海外旅行保険料(留学生保険) ※必須 約 200,000 円 ・渡航・帰郷時交通費 ・渡航時の小遣い 約 50,000 円 		
オーストラリア	1,180,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・国内講習参加費 ・往復航空券代 ・現地研修費(基礎学習等) ・帰国時研修経費 ・帰国者活動費 ・団体保険料 ・事務管理費 	2023 年 1 月 31 日(月)
		研修費に含まれない費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングホリデービザ申請料 約 40,000 円 ・海外旅行保険料 ※必須 約 200,000 円 ・渡航・帰郷時交通費 ・農場実習開始までの生活費・小遣い 約 200,000 円 	
ヨーロッパ・ その他の国々	～1,400,000 円 ※コース、期間に より変動	<ul style="list-style-type: none"> ・現地研修経費 ※滞在許可代、語学学習、サポート経費、移動交通費(一部)、受入機関管理費 ・帰国者活動費 ・団体保険料 ・事務管理費 	研修受入決定後に発行される請求書にて定められた期日
		研修費に含まれない費用 <ul style="list-style-type: none"> ・海外旅行保険料 ※任意 ・渡航・帰郷時交通費 ・渡航時の小遣い 約 50,000 円 	

《 研修経費の納付先 》

公益社団法人 国際農業者交流協会
みずほ銀行蒲田支店 普通預金 3151510

(3) 海外旅行保険料

(アメリカ・オーストラリア)

研修中の怪我や病気の治療、また、死亡、後遺障害、その他損害賠償等の補償のために、協会が提示する一定の補償額の海外旅行保険（または留学生保険）に必ず加入する。

(ヨーロッパ・その他の国々)

研修中の怪我や病気の治療、また、死亡、後遺障害、その他損害賠償等の補償のために、協会が提示する一定の補償額の海外旅行保険に必ず加入することとなるが、研修先国の健康保険等の適用が受けられる場合、海外旅行保険には任意で加入することとする。

10. 辞退、延期、受入取消

以下のとおり定める。

	アメリカ・オーストラリア	ヨーロッパ・その他の国々
辞退	合格後、研修を辞退する場合、協会に辞退届を提出する。	海外農業研修手配依頼書(様式4)提出後、研修を辞退する場合、協会に辞退届を提出する。
延期	合格後、研修生の健康状態、海外農業研修に対する準備不足(語学力、作業能力等)が認められる場合、渡航を次年度以降に延期することがある。その際には、速やかに所定の延期手続きを行う。	研修生の健康状態、海外農業研修に対する準備不足(語学力、作業能力等)が認められる場合、渡航時期を延期することがある。
取消	<p>【合格取消】合格後、渡航までの間に、研修生として不適格と認められる事実が判明した場合、協会は合格を取り消すことがある。</p> <p>(例)</p> <p>ア. 定められた経費の支払いを無断で定められた期限までに納入しない場合。</p> <p>イ. 延期に伴い発生する精算を、無断で定められた期限までに行わない場合。</p> <p>ウ. 渡航に向けて行うべきビザ等書類作成を怠った場合。</p>	<p>【受入取消】渡航までの間に、研修生として不適格と認められる事実が判明した場合、協会は研修受入を取りやめることがある。</p> <p>(例)</p> <p>ア. 定められた経費の支払いを無断で定められた期限までに納入しない場合。</p> <p>イ. 延期に伴い発生する精算を、無断で定められた期限までに行わない場合</p> <p>ウ. 渡航に向けて行うべきビザ等書類作成を怠った場合。</p>
費用の精算	<p>ア. 上記、辞退、延期、取消の場合、それまでの手続きにかかった経費を精算する。ただし、研修参加申込金は原則返金しない。</p> <p>イ. 研修費納入後は、それまでの手続きにかかった経費を精算し、残金を返金する。なお、渡航日の1週間前から渡航日までに研修を辞退した場合、研修費の全額を返金しない。</p> <p>ウ. 延期の場合、研修参加申込金は翌年度分に充当される。不測の事態による渡航の延期・中止の際には、妥当な範囲で経費の精算を行う。</p>	

1 1 . 各種支援制度の利用

(1) 農業教育高度化事業、その他の助成事業

農林水産省の農業教育高度化事業は、都道府県が窓口となって、海外農業研修を修了して帰国後に就農する意欲がある者を対象に、研修に要する費用の一部を助成する制度であり活用を勧める。活用を希望する場合は、就農を希望する都道府県の農業担当部局に相談すること。

この他、農林水産省の農業次世代人材投資事業や、都道府県、並びに市町村等の海外留学・研修助成金制度等を活用できる場合があるので事前に確認することを勧める。なお、農業次世代人材投資事業の利用者に対し、協会が書類作成等特別な便宜を行う場合、そのことに要する事務手数料を別途申し受けることとする。

なお、農業教育高度化事業と農業次世代人材投資事業の重複受給申請はできない。

(2) 奨学金制度

協会の海外農業研修に参加する者で一定の資格条件を満たす場合は、協会が実施する奨学金制度を利用することができる。

《バイエル スカラーシップ》

バイエルの出資による、海外農業研修生を支援するための奨学金制度。所定の書類を提出し、選考委員会で選出された者は、奨学金の給付を受けることができる。

給付額 200,000 円/人 給付人数 各年 5 名以内

《研修生サポート資金》

協会が海外農業研修参加者を資金的にサポートする貸付制度で、1 人当たり 500,000 円まで無利子で利用することができる。

1 2 . 現地における指導

研修先国での研修を円滑に実施するため、協会と現地受入機関が共に研修生の指導にあたる。

1 3 . 中途帰国

以下における研修生の研修期間満了前の帰国は中途帰国とし、協会は中途帰国した研修生について速やかに推薦者に通知する。

また、中途帰国によって生じた経費は、原則として研修生の負担とする。

- (1) 協会及び現地受入機関が、研修生の研修継続が不可能、或いは不相当と認めた場合。
- (2) 研修生が何らかの理由により中途帰国を申し出て、協会及び現地受入機関がこれを認めた場合。

1 4 . 研修修了

所定の研修を終えて帰国し、協会への報告を完了した時点で研修修了とする。

1 5 . 研修報告書の提出

研修生は協会に対し別に定める報告書を提出する。

1 6 . 帰国後の活動

研修生は、研修生 OB・OG 組織の一員として地域の農業振興のため、協会及び同組織が実施する諸事業に参加し、目的達成に協力する。

1 7 . その他

不測の事態が発生した場合、事業内容または経費の変更が生ずることがある。

アプレンティスシップ

1. 事業の目的

英語で見習いを意味するApprenticeshipから名付けられたもので、海外農業研修に参加する目的で国際化対応を意識した国内先進農家での農業実習を通じて、優れた農業技術、経営管理、販売技術等の修得を目指し農業実習を行う。

2. 募集

(1) 募集期間

周年

(2) 募集人数

年間 15 名程度

3. 応募資格と申込

(1) 応募資格条件

- ア. 概ね 18 歳から 30 歳までの日本国籍を持つ独身男女
- イ. 農業に興味を持ち精力的に農作業に打ち込み、研修受入農家及び協会の指導を真摯に受け止め、農作業力、経営力の向上に努める者
- ウ. アプレンティスシップを終了した後、海外農業研修に参加する意欲のある者

(2) 申込方法及び審査

- ア. 協会ホームページにおいてインターネット申込を行い、その後、メール添付で送られてくる申込用紙（申込書、健康診断書）に必要事項を記入し協会に郵送する。
- イ. 協会において書類審査並びに電話或いは直接の面談等により研修引き受けの可否を決定する。

4. プログラム内容

(1) 研修期間

3 か月から概ね 1 年までの任意の期間とする。

(2) 専攻業種

研修生の意向と面談結果により、最適と考えられる業種の農家に配属する。
なお、その際は以下のような業種が対象となる。

酪農、肉牛（繁殖、肥育）、養豚、養鶏、野菜、
花卉（葉物、枝物、鉢花、花壇苗、観葉植物を含む）、造園、果樹
その他農業に関わる業種

(3) 研修先の選定

研修農家の選定及び研修条件の交渉は、協会が行うものとするが、その他、研

修生が自身の希望により特定の農家での研修を望み、該当農家の了承が得られている場合は、これを認めるものとする。但し、その農家での研修を保証するものではない。

(4) アプレントイスシップの開始

協会は、研修生が希望する研修開始時期に合わせて研修の開始日を研修受入農家と調整する。なお、研修生は、研修開始希望時期の概ね3か月前までに申込書類を提出すること。

(5) 農業実習中の指導

農家実習における研修生の待遇については、農家実習契約書に定める。研修生は、毎月協会に対して所定の報告書を提出し、それに従って協会は適宜研修生に指導（電話、メールなど）を行う。

(6) アプレントイスシップの終了

当初予定した研修期間が満了した時点でアプレントイスシップは終了となる。研修生及び受入農家の双方が同意した場合に限り、実習の期間を短縮または延長することができる。

(7) 海外農業研修選考会免除

研修生が海外農業研修選考会までの期間にアプレントイスシップを3か月以上実施し、一定の条件を満たした場合、海外農業研修の選考が免除される。

5. 申込金

研修生は、プログラムの開始に際し申込金として20,000円を協会に支払う。
なお、納入後の返金はしない。

申込金納付先： 公益社団法人 国際農業者交流協会
みずほ銀行蒲田支店 普通預金 3151510

納付期限： 農業実習開始前まで